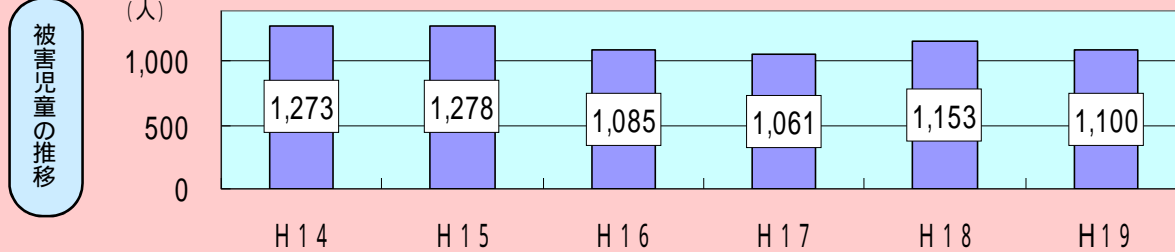


インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律

出会い系サイトを利用した児童の犯罪被害が依然として多数発生

背景



被害児童が、平成14年以降常に千人を超えている
法施行後いったん減少するも平成18年以降再び増加傾向

主な改正の内容

現行法の概要

【出会い系サイト事業者の規制】

- 児童による利用禁止の明示
- 児童でないことの確認
- 違反事業者に対する是正命令（罰金・懲役刑）
- 事業者に対する報告徴収（罰金刑）

【利用者規制】

- 何人も出会い系サイトを利用して児童を対象とする以下の行為を禁止（罰金刑）
 - 性交等の相手方となるように誘引すること
 - 対償を示して交際の相手方となるように誘引すること

【その他の者の責務】

- 役務提供事業者等の児童の利用防止措置
- 児童の保護者による児童の利用防止措置
- 国及び地方公共団体による教育及び啓発等の措置

問題点

出会い系サイト事業者の把握が困難

不適格事業者による事業の継続

出会い系サイト事業者による児童の被害防止措置が不十分

出会い系サイト事業者以外の者による児童の利用防止に向けた取組みの促進の必要

出会い系サイト事業者に対する規制の強化

届出制の導入

事務所の所在地を管轄する都道府県公安委員会へ届出（無届は処罰）

事業停止命令の創設

違反者は処罰

欠格事由・事業廃止命令の創設

違反者は処罰

児童に係る誘引情報の削除措置

- 児童が異性を誘う書き込み
- 大人が異性の児童を誘う書き込み

が対象（不履行は行政処分対象）

児童による利用の防止措置の強化

民間団体が行う児童利用防止活動の促進

ホットライン業務を行う民間団体を国家公安委員会が登録し、情報提供の支援を実施

フィルタリングの普及

出会い系サイトに役務を提供する事業者（携帯電話・PHS会社）や保護者が行う児童の出会い系サイトの利用防止措置の例としてフィルタリングを明記（努力義務）

～ は公布から6月以内に、 は公布から3月経過後に施行予定。